

## 天理市上下水道局建設工事等暴力団排除措置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事等の契約から暴力団又は暴力団員を排除し、適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、その他建設工事に関する調査業務及び工事用資材等の購入をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 役員等 法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (5) 局発注工事 局が発注する建設工事等（局が直接経費を負担する建設工事等を含む。）をいう。
- (6) 契約担当者 上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）又はその委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。
- (7) 不当介入 契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を防げる行為をいう。

(8) 入札参加資格者 天理市上下水道局会計規程(平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第14号。以下「会計規程」という。)第5条に規定する競争入札に参加するために必要な資格を有する者をいう。

(入札等からの排除)

第3条 管理者は、局発注工事の契約に係る競争入札に参加を希望する者が別表に掲げる措置要件の1から5までのいずれかに該当すると認めるときは、会計規程第5条に定めるところにより適切な措置を講じるものとする。

2 管理者は、入札参加資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、天理市上下水道局建設工事等入札参加停止措置要領に定めるところにより適切な措置を講じるものとする。

(契約からの排除)

第4条 契約担当者は、落札者又は随意契約の通知を受けた者が契約の締結までに、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該落札者又は随意契約の通知を受けた者と契約を締結しないものとする。

2 契約担当者は、契約の相手方(契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、契約書に定めるところにより当該契約を解除することができる。

(不当介入に対する措置)

第5条 契約担当者は、契約の相手方が局発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、遅滞なく契約担当者への報告を求めるとともに、警察への届出を指導しなければならない。

2 前項の規定に基づき適切な報告及び届出を行った契約の相手方が不当介入を受けたことにより履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、契約担当者は工程の調整及び履行期限の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第6条 管理者は、本要綱の運用に当たっては、天理警察署との密接な連携のもとを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別表（第3条、第4条）

(措置要件)

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 局発注工事の契約に係る下請契約又は資材等、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記6に該当する場合を除く。)において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 局発注工事の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。